

[事例29]

平成 23 年 (わ) 第 ××× 号

勾 留 執 行 停 止 決 定

被告人 川田AことBことC

1991年7月13日生

被告人に対する建造物侵入、窃盗被告事件について、検察官の意見を聴いた上、平成23年5月16日午前9時から同年5月16日午後3時まで勾留の執行を停止する。

釈放後は、次の指定条件を忠実に守らなければならない。これに違反したときは本決定を取り消されることがある。

指 定 条 件

- 1 被告人を、被告人の兄川田DことEに委託する。
- 2 被告人は、葬儀出席のため、警察官付添いのもと、東京都江戸川区一之江〇一〇一〇〇安心ホール〇〇または同ホールと勾留場所である埼玉県警察本部蔵留置施設との移動経路に在所しなければならない。
- 3 逃げ隠れしたり、証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。
- 4 召喚を受けたときは、必ず定められた日時に出頭しなければならない（出頭できない正当な理由があるときは、前もって、その理由を明らかにして、届け出なければならない。）。

平成 23 年 5 月 14 日

さいたま地方裁判所

裁判官 東 川 正 一 ㊞

(被告人用)

本決定謄本  
即日検察庁に送付済  
前同日同庁  
裁判所書記官 ㊞

和43年12月11日の原裁判所の決定は、現段階においては違法なものといわなければならない、これを維持した原決定も違法であり、これらを取り消さなければ著しく正義に反するものと認める。

## 第3節 争点及び証拠の整理手続

### 一 公判前整理手続

#### 1 通則

##### (一) 趣旨

裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第1回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる（法316の2 I）。この決定は、送達を要しない（規217の3）。また、裁判員裁判対象事件については、必ず公判前整理手続に付さなければならないとされている（裁判員49）。その方法は、訴訟関係人に出頭させて（出頭を命じられた検察官、弁護人には出頭、在席の義務がある、法278の2）、陳述させ、又は書面を提出させる方法による（法316の2 II）。

裁判所は、公判前整理手続に付した事件については、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるように努めなければならない、訴訟関係人は、相互に協力するとともに、裁判所に進んで協力しなければならない（法316の3）。そのために、裁判所は、公判の審理予定を定めなければならない、訴訟関係人はその審理予定の策定に協力しなければならない（規217の2）。この手続は、裁判所の積極的な主導の下で行われる。裁判所は、事件の内容に踏み込んで、訴因を検討し、事件の争点を明確にし、双方に証拠調べの請求をさせ、その証拠書類、証拠物を相手方に開示させ、請求にかかる証拠について相手方に意見を求め、証拠の採否の決定をし、それに対する異議も処理してしまい、証人も誰を尋問するかを決めておく。証拠調べ請求しない証拠でも一定の類型に該当するもので請求証拠の証明力を争うために重要であると認められるものについては、相手

方から開示請求があれば、相当と認める範囲で開示すべきものとされているが、開示を巡って紛議が生じた場合は、その裁定をするなどの諸手続を積極的に行的、必要なら被告人に出頭を求めて、又は出頭させて、これらの手続に参加させることができるのである。

この手続は、裁判員裁判を実施するためには必要不可欠なものとして創設されたものであるが、裁判員裁判対象事件以外の事件の公判準備についても活用されるべきものである。この手続が導入されたことによって、起訴状一本主義や予断排除の原則は、その内容が変容したといわざるを得ないであろう。

## (二) 構成

裁判所が主宰する。裁判所は、この手続を受命裁判官にさせることができる(ただし、受命裁判官にはできない手続がある。法316の11)。受命裁判官に公判前整理手続をさせる旨の決定については、送達を要しない(規217の11)。この手続は、弁護人がいなければ行うことができない(法316の4 I)。裁判所は、弁護人がいない被告人に対して、弁護人が必要である旨を告げなければならない(規217の4)。公判前整理手続期日を開く場合は、検察官及び弁護人の出頭が必要とされる。どちらかが出頭しないときは、その期日の手続を行うことができない(法316の7)。公判前整理手続期日には書記官を立ち合わせる(法316の12 I)。この期日には、被告人も出頭できるし、裁判所は必要なら出頭を求めることができる(法316の9 I II)。しかし、被告人には出頭の義務はない。裁判所は、被告人に期日への出頭を求めたときは、その旨を検察官及び弁護人に通知しなければならない(規217の10)。被告人に弁護人がないとき、いたが公判前整理手続期日に出席しないとき、出席したが在席しなくなったときは、裁判所は職権で国選弁護人を付さなければならない(法316の4 II・316の8 I)。弁護人がいるが出席しないおそれがあるときは、国選弁護人を付することができる(法316の8 II)。弁護人がいないときを除き、私選弁護人と重複しても構わない。前者が国選弁護人であるときは、それを解任(法38の3 IIの意見は簡単でよい、機会を与えればよい)して新しい国選弁護人を選任する。

## (三) 公判前整理手続の内容

### (1) 明文で定められていること

公判前整理手続において行うことができる事項として明文で定められている